

公益財団法人箕面市メイプル文化財団役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成 2 5 年 4 月 1 日
規 定 第 1 号
(平成6年規程第1号を全部改正)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人箕面市メイプル文化財団（以下「法人」という。）の役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、評議員会で選任された役員のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、法人定款第13条に基づき、置かれる者をいう。

(常勤の役員に対する報酬)

第3条 常勤の役員に支給する報酬の額は、月額400,000円以内とする。ただし、常勤の役員が、箕面市において再任用の対象である者の場合は、報酬の額は月額380,000円以内とし、他に次の手当を箕面市職員の支給率及び支給方法に準じて支給する。

- (1) 期末手当
- (2) 勤勉手当

2 常勤の役員のうち、使用人を兼務する役員については、役員に対する報酬は支給しない。

(常勤の役員に対する通勤手当)

第4条 常勤の役員の通勤手当については、法人職員給与規則（以下「給与規則」という。）第7条に準じて支給することができる。

(常勤の役員に対する退職手当)

第5条 常勤の役員の退職手当については、支給しない。

(非常勤の役員に対する報酬)

第6条 非常勤の役員に対する報酬は、無報酬とする。ただし、税理士又は公認会計士の有資格者の監事に限り、特別報酬を支給する。

2 監事の特別報酬は、1時間あたり14,000円とし、定例監査、理事会又は評議員会に出席した場合に支給する。

(評議員に対する報酬)

第7条 評議員に対する報酬は、無報酬とする。

(報酬の支給方法等)

第8条 常勤の役員に支給する報酬の支給方法等は、法人給与規則第8条を準用する。

2 監事に対する特別報酬は、会議の出席等、必要の都度、支払うものとする。

(旅費)

第9条 役員及び評議員が法人の職務執行のために出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。旅費及び支給方法は、法人就業規則第56条を準用する。

(その他費用)

第10条 法人は、役員及び評議員が財団の職務執行に当たって負担したその他費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成24年7月31日理事会議決)
- 2 財団法人箕面市文化振興事業団理事等の報償及び費用弁償等に関する規則(平成5年12月17日規程第1号)は廃止する。